一二、有限会社金沢うえの屋に対する件

昭和五五年（排）第五号

排除命令

金沢市尾張町二丁目一一番二二号
有限会社金沢うえの屋
右代表者　代表取締役　上野照夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。なお、右の者に対し、同条第二項の規定による聴聞をするため、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞の通知をしたが、正当な理由がないのに出頭しなかった。

主文

一　有限会社金沢うえの屋は、一般消費者を対象に、昭和五四年七月一三日から同年一〇月七日までの間、別表一記載のとおり八回にわたり、それぞれ「大開店祭　びっくり三大プレゼントセール」等と称して行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、懸賞によらない景品類の提供を行おうとするときは、あらかじ

め、その内容について、当委員会の承認を受けなければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　有限会社金沢うえの屋（以下「金沢うえの屋」という。）は、肩書地に本店を置き、貸衣しょう業及び呉服、寝具、家具等の小売業を営む事業者である。

二　金沢うえの屋は、一般消費者を対象に、「大開店祭　びっくり三大プレゼントセール」等と称し、別表一記載のそれぞれの期間において、婚礼用セット家具を二七万円以上購入した者に対して、別表二記載の購入金額に応じた景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が一、〇〇〇円以上五〇万円未満の場合は取引価額の一〇分の一までであり、同五〇万円以上の場合は五万円までであるところ、金沢うえの屋の提供する景品類の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、金沢うえの屋の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五五年三月二八日

公正取引委員会

別表一

期間	日数
昭和五四年七月一三日から同月一五日まで	三日間
同年七月二〇日から同月二二日まで	三日間
同年七月二七日から同月二九日まで	三日間
同年八月一〇日から同月一二日まで	三日間
同年八月二三日から同月二六日まで	四日間
同年九月七日から同月九日まで	三日間
同年九月一四日から同月一六日まで	三日間
同年一〇月三日から同月七日まで	五日間

委員長　橋口収
委員　熊田淳一郎
委員　野口一郎
委員　後藤英輔
委員　早川晴雄

別表 二

購入金額	景品類		
	品目	価額	合計額
二七万円以上六〇万円未満	鏡台（イス付） ダブルベッド 電気洗濯機	約五、〇〇〇円相当 約五万円相当 約二万八〇〇〇円相当	約八万三〇〇〇円相当
六〇万円以上一〇〇万円未満	鏡台（イス付） ダブルベッド 電気洗濯機	約七、〇〇〇円相当 約一〇万七〇〇〇円相当 約二万円相当	約一三万四〇〇〇円相当
一〇〇万円以上	鏡台（イス付） ダブルベッド 電気洗濯機	約一万円相当 約一一万五〇〇〇円相当 約四万二〇〇〇円相当	約一六万七〇〇〇円相当